

提供サービス		介護給付費に係る項目	該当状況
介護予防認知症対応型共同生活介護	申請不要項目	初期加算⇒30単位加算/日(入院1ヶ月以上を含む)	有
		退居時相談援助加算⇒400単位加算(1回を限度)	有
		退去時情報提供加算⇒250単位/回	無
		新興感染症等施設療養費⇒240単位/日	無
		栄養管理体制加算⇒30単位加算/月	無
		口腔衛生管理体制加算⇒30単位加算/月	有
		口腔・栄養スクリーニング加算⇒20単位加算(6ヶ月に1回)	有
		生活機能向上連携加算⇒加算Ⅰ 100単位加算(月1回)	無
	事前申請項目	夜間勤務条件基準⇒基準型 減算なし	基準型
		職員の欠員による減算の状況	無
		身体拘束廃止未実施減算⇒所定単位数の1.0%減算	基準型
		高齢者虐待防止措置未実施の有無⇒所定単位数の1.0%減算	基準型
		業務継続計画策定の有無⇒所定単位数の3.0%減算	基準型
		3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合⇒50単位/日減算	無
		夜間支援体制加算⇒加算Ⅰ 50単位/日	無
		若年性認知症利用者受入加算⇒120単位加算/日	無
		利用者の入院期間中の体制⇒246単位加算/日(月6日限度)	無
		認知症専門ケア加算⇒加算(Ⅱ) 4単位加算/日	無
		認知症チームケア推進加算⇒加算Ⅱ 120単位/月	無
		科学的介護推進体制加算⇒40単位加算/月	有
		高齢者施設等感染対策向上加算⇒加算Ⅱ 5単位/月	無
		生産性向上推進体制加算⇒加算Ⅱ 10単位/月	無
		サービス提供体制強化加算⇒加算(Ⅱ)…18単位/1日	無
		介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)⇒所定単位数に加算率(17.8%)を乗じた単位数	有

所定単位数と介護職員等処遇改善加算の総単位数に、地域単価を乗じた金額をもとに自己負担額を計算しま

【補足説明】

○申請不要項目とは

サービスを行った実績により、該当する項目がある場合、介護報酬として加・減算請求される項目です。表示は現時点での加算該当状況となります。

「該当無」で記載されておりましたが、お客様のご利用状況、事業所の運営体制によって請求が生じる場合がございます。

○事前申請項目とは

サービス開始前に管轄保険者(県、市町村)に申請し、サービス単位に加・減算される項目です。尚、該当項目に変更が生じた場合には、本表を変更し再度ご通知致します。